

上尾市省エネ設備等設置促進補助金Q&A

令和7年5月30日更新

No	質問	回答
1	施工業者は市内業者に限りますか？	施工業者は市内外を問いません。
2	申請日より前に契約していますが、申請できますか？	できません。 この補助を受けるには着手前の申請が必要です。
3	着手とはどのような状態を言いますか？	「契約締結」または「着工」のこととしています。 そのため、すでに契約している場合や、すでに着工している場合は申請できません。
4	国や県の補助金と併用可能ですか？	可能です。 ただし、交付額は他補助金額を差し引いて計算してください。 (例) 補助対象経費100万円、他補助金額50万円の場合 (100万円-50万円) × 1/2 = 25万円 < 上限30万円 補助金額25万円
5	補助金額の計算は税込みですか？	税込みです。
6	補助金額の計算方法を教えてください。	LEDの場合 (例) LED機器20万円+工事費20万円+蛍光灯処分費20万円＝総費用60万円 補助対象経費：LED機器20万円+工事費20万円＝40万円 40万円 × 1/2 = 20万円 < 上限30万円 補助金額20万円
7	申請の回数に制限はありますか？	年度内に1回まで、LEDか空調設備のいずれかだけです。
8	複数台を同時に購入する場合、対象となりますか？	同一工事であれば対象となります。 複数に契約書が分かれる場合は、いずれか1つの工事が対象です。
9	自費購入だけですか？リースは対象になりますか？	自費購入だけです。リースなどは対象外です。
10	事業証明書はどこで取得できますか？	証明書発行センターで取得できます。
11	申請手続きは、施工業者でも大丈夫ですか？	委任状を提出いただければ、代理申請が可能です。
12	LEDと空調を同時で工事します。どちらも補助金が出ますか？	LEDと空調のいずれかだけとしています。
13	一事業者で市内に複数の事業所を持っていますが、それぞれの事業所で申請できますか？	一事業者当たり年度内1回までです。いずれかの事業所で申請した場合、同年度内に他の事業所が申請をすることはできません。
14	事業所が本社敷地内にない、本社が市外、申請できますか？	市内事業所と申請者の関連性がわかる書類を添付してください。
15	削減率の出し方がわかりません	省エネ診断を受ける際に診断士へ相談してください。 または、省エネ計算プログラム(https://sii.or.jp/setsubi05r/keisan/)と簡易計算シートを利用して計算してください。
16	診断はツールを使用して、セルフ診断でもよいですか？	省エネ診断士による省エネ診断を受けてください。
17	新たに建てる事業所に省エネ機器を設置する場合は申請できますか？	できません。既存設備の改修に限ります。
18	既設の設備に増設する場合は申請できますか？	できません。既存設備の改修に限ります。
19	LEDはどのような形で設置してもよいですか？	器具交換に限ります。 接続部を改造する形でLEDに変更する工事は対象外です。

20	LEDはどのような写真を撮ればよいですか？	交付申請時 ・安定器または器具の写真 ・蛍光灯ランプの型番がわかる写真 実績報告時 ・器具の写真 ・LEDランプの型番がわかる写真
21	非常灯は対象になりますか？ 	対象外です。
22	誘導灯は対象になりますか？ 	対象になります。
23	LEDは調光タイプでなければなりませんか？	調光タイプであるかは問いません。
24	LEDの減価償却資産の耐用年数は？	15年（令和7年4月1日現在）
25	空調はどのような写真を撮ればよいですか？	交付申請時、実績報告書時のいずれも ・機器全体の写真（室外機・室内機）を各1枚 ・製品番号の書かれたラベルなど、製品番号がわかるものを1枚 ※ラベルが読めなくなっている場合、カタログなどの1枚目を添付してください
26	空調の減価償却資産の耐用年数は？	6年（令和7年4月1日現在）
27	住居兼事業所の場合	住居部分は対象となりません。 事業所部分と居住部分が混在している場所に更新設備がある場合は 対象外 です。
28		
29		
30		
31		
32		
33		

5/30追加